

国保連合会だより



NO. 2026-調-2
令和 8年 6月17日
静岡県国民健康保険団体連合会
〒420-8558
静岡市葵区春日2丁目4番34号
TEL (054) 253-5541
<https://www.shizukokuhoren.or.jp/>

◎福祉医療費助成制度に係るお知らせ

こども医療費助成内容の変更について

令和8年7月1日 から、静岡市のこども医療費の助成内容が変更されます。

窓口にてマイナ保険証や資格確認書等と併せて、こども医療費受給者証の有効期限・助成内容等の確認をお願いします。（変更点 **赤字** で表示）

< 静岡市 83220012 >

対象年齢	変更前		
	自己負担額		食事助成
	入院	通院	
0～1歳未満	無	無	無
1歳～高校生	無	500円/毎回	無



対象年齢	変更後		
	自己負担額		食事助成
	入院	通院	
0～1歳未満	無	無	有
1歳～ 中学生年代	無	無	有
高校生年代	無	500円/毎回	有

※ 1歳とは1歳の誕生月の末日まで。

※ 中学生年代・高校生年代とは15歳・18歳に達する日以降の最初の3月31日まで。

① 通院費

・500円の自己負担額を中学生年代まで無料とする。

② 休日・夜間等時間外における通院費(急病センターや在宅当番医を除く)

・現行制度(1歳以上高校生年代まで…1回500円の自己負担額と償還払い)を維持する。

③ 入院時食事代

・入院時食事代の自己負担額を高校生年代まで無料とする。

・市から助成があるため、患者からは食事標準負担額を徴収しないでください。

・ただし、こども医療費請求書には、本来患者から徴収すべき金額を食事標準負担額欄に記載してください。

④ 拡充時期

・令和8年7月診療分から

【問合わせ先】

静岡市役所こども未来局こども家庭福祉課 給付係
054-221-1381

◎国保被保険者向けポスターの送付

国保被保険者向けポスターを6月末に送付させていただきます。
お手数ですが、施設内に掲示をお願いいたします。

国保被保険者向けポスター

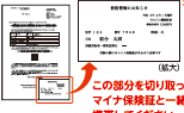
静岡県国保からのお知らせ

保険証利用登録を行い マイナ保険証で受診しましょう!

マイナ保険証をお持ちでなくても、資格確認書で受診できます。

マイナ保険証		資格確認書	
	形 状		カード型 令和9年7月1日から クリーム色です!
マイナンバーカードの 保険証利用登録済の人	対象者	マイナ保険証を 持っていない人	
マイナ保険証を利用するための 電子証明書は 5年	有効期限	令和9年7月31日まで ※個別の事情等により短期間の 有効期限のものが発行される場合があります	
医療機関・薬局等に設置された カードリーダーにかざし、 顔認証または暗証番号を入力	受診時の 使用方法	医療機関等の 窓口へ提示	

お 資 格 情 報 の 知 ら せ

形 状	交付対象者	受診時の使用方法
 この部分を切り取って マイナ保険証と一緒に 提示してください。	マイナ保険証を 保有している 国保被保険者	マイナンバーカードを読み 取る端末(顔認証付きカー ドリーダー)がない医療機関 等を受診する際、マイナ保 険証と一緒に窓口へ提示 ※「資格情報のお知らせ」だけでは受診できません



**マイナ保険証利用時には電子証明書の
有効期限をご確認ください!**

期限が切れても**3か月間**は医療機関等を受診できますので、その期間に**更新**をお願いします。

別の健康保険に加入すると、その日から国保を使用できなくなります。**14日以内**に脱退の届出をしてください。

静岡県・市町・国保組合 令和9年6月30日現在 静岡県国保連合会

担当：事業課 事業振興係
電話：054-253-5576